

令和2年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年3月25日 午前9時30分～12時00分
開催場所	所沢市役所 604会議室
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
	議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）
	議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）
	議案第8号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について

出席委員	1番 池田 正巳	2番 越阪部 勲	3番 越阪部 一
	4番 内野 喜昭	5番 糟谷 裕義	6番 増田 貴雄
	7番 池田 稔	8番 鈴木 浩之	9番 見澤 幸一
	10番 石井 一	11番 川口 浩	12番 栗原 茂
	13番 大館 浩一	14番 石井 進	16番 本橋 与志喜
	17番 新井 祥穂		

欠席委員 15番 水村 英紀

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号1番 池田正巳委員 2番 越阪部勲委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原の6筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は6筆合わせて5,385平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字松郷及び大字日比田字清身場の5筆を合わせて6筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は6筆合わせて5,198平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は三ヶ島一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は620平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は三ヶ島四丁目の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて4,673平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上の4件です。

議長：申請番号1番について審議します。中富地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：続いて受人の農地の耕作状況について、下富地区担当の意見をお願いします。

委員：下富地区の農地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。松郷地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：続いて受人の農地の耕作状況について、日比田、新郷地区担当の意見をお願いします。

委員： 日比田、新郷地区の農地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。

申請番号3番について審議します。申請番号3番につきましては、議席番号16番 本橋与志喜委員が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。申請番号3番終了後に入室、着席をしていただきます。

(本橋委員退席する。)

地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可とします。

申請番号3番は終了したため、議席番号16番 本橋与志喜委員の入室を認めます。

(本橋委員着席する。)

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島三丁目です。地目は登記、現況ともに畑で

す。面積は706平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は太陽光発電施設です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地に太陽光発電施設を設置するものです。以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 太陽光発電施設の下で耕作はしなくて良いのですか。

事務局： 今回の申請は駐車場等の農地転用と同様に農地以外にするものです。第1種農地ではないため、施設の下部で営農を行わなくても転用許可は理由によって可能になります。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字北原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,000平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は園庭です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け園庭を設置するもので、現在の保育園の敷地拡張です。

申請番号2番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は40平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は障害福祉サービス事業所です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け障害福祉サービス事業所を設置するものです。なお、今回は隣接地の宅地等を含めた建築計画であり、総敷地面積は500平方メートルとなります。

申請番号3番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は884平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用

途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

委員： 受人は住所が市外ですが、移動に支障はないのでしょうか。

事務局： 受人の所在地は申請地に近い市境にあり、15分程度で移動できるとのことです。

委員： 申請地の近くにも資材置場があり、支障はないと考えま。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字北原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて530平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は通路です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け園庭造成に伴う工事用通路を設置するもので6か月間の一時転用です。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,809平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて957平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆と北野南二丁目の合計3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて8,098平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,000平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字飛鳥野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,299平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年4月1日から令和7年7月31日までの4年3か月です。申請地の隣接地で昨年8月に利用権設定をしているため、その契約期間の終了日を合わせています。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北中四丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,825平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平です。現況地目は畑で、面積は2,012平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北井頭です。現況地目は畑で、面積は1,498平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,472平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

申請番号11番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて5,134平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

申請番号12番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島四丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,197平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

申請番号13番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目です。現況地目は畑で、面積は1,000平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3

年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

以上の13件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

委員： 申請地には桑が植えてありますが、支障がないのでしょうか。

事務局： 本申請が決定した場合には受人が伐根する予定となっています。

委員： 受人は高齢ですが、大丈夫ですか。

事務局： 子と一緒に耕作する予定です。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されておりますが、受人が借りている他の畑では草が多く、管理できていない状況が見受けられます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号7番については、出席委員の過半数を超えているため決定とします。

申請番号8番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。

申請番号9番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

- 議長： 申請番号9番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号9番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号9番については、全会一致により決定とします。
申請番号10番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号10番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号10番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号10番については、全会一致により決定とします。
申請番号11番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号11番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号11番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号11番については、全会一致により決定とします。
申請番号12番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号12番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号12番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号12番については、全会一致により決定とします。
申請番号13番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号13番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号13番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号13番については、全会一致により決定とします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長： 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,037平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字中台ノ元の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,387平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4,129平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年6月1日から令和9年5月31日までの6年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目です。現況地目は畑で、面積は753平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年6月1日から令和9年5月31日までの6年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目です。現況地目は畑で、面積は350平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年6月1日から令和9年5月31日までの6年間です。

以上の5件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。
申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

7 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）

議長： 「議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は小手指元町三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,095平方メートルです。買取り申出の事由は、農業の

主たる従事者の身体が不自由となり、今後の農作業継続が不可能となったことによるものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 令和3年3月3日に、申請者宅を訪問し、申請人とその家族から状況を確認しました。申請人は、子とともに茶、果樹を中心に農業に従事していましたが、平成23年3月ごろに腰部脊柱管狭窄症を発症し手術をしました。平成30年ごろに再発し歩行が困難となりました。この時期から農作業が困難となりました。現在は、月に1回通院しています。87歳と高齢であり、手術をしても回復が難しいとのことで、医師からは農作業は不可能との診断書が出ています。再発以前は、年間約200日農業に従事していたことから、当該生産緑地の主たる従事者に該当すると考えられます。

また、現地を確認したところ適切に管理されており、証明することに差し支えないと思われます。御審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、証明することによってよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により証明することとします。

8 議案第8号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について

議長： 「議案第8号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第8号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」御説明いたします。

下限面積（別段の面積）については、農地法第3条第2項第5号に規定されており、農地の売買等、権利移動をする場合の許可要件の1つで北海道を除く地域では50アールとなっていますが、その面積は、農地法や農林水産省令で定める基準に従い地域の実情に応じて農業委員会が設定できることになっています。

また、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっており、所沢市では毎年この3月の総会において御審議いただいております。

このため、令和3年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項について、これは別段の面積を定めるにあたっての基準で、設定面積未満の農地を耕作している農家数が区域内の農家総数のおおむね4割を下らないことが規定されています。

方針としましては、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行いません。

理由としましては、「農地法関係事務に係る処理基準」がございまして、その基準に下限面積を設定するにあたり、農林業センサス規則の調査結果の「経営耕地面積規模別農家数」等を活用するとなっております。この調査は5年ごとの国勢調査の年に実施しています。去年、国勢調査を実施していますが、集計結果がまだ発表されていないため、平成27年の結果では、市内の農家総数は1,084世帯でその内50アール未満の農地を耕作している農家数が52世帯で4.7パーセントとなり、全農家数の4割を超えていないため変更は行わないこととします。

(2) 農地法施行規則第17条第2項について、これは現に耕作の目的に供されていない、かつ、引続き耕作がされないと見込まれる農地いわゆる遊休農地が相当規模存在し、なおかつ、50アール未満の耕作者が増加することにより効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことが規定されています。

方針としましては、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行いません。

理由としましては、令和2年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査では、遊休農地は約18.3ヘクタールで、市内全体の農地面積は約1,800ヘクタールあり、遊休農地の割合は約1.08パーセントになります。市内の指導対象農地率は、おおむね1パーセントと低い現状であり、耕作の目的に供されていない農地が相当規模存在していると言えないため変更は行わないこととします。

以上です。

議長： 事務局から農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）についての説明と現行の下限面積50アールの変更は行わない旨の提案がありました。意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わないとする事務局提案でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： それでは、「議案第8号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」は、全会一致により現行どおり50アールとします。

9 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、

5件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。